

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三百四十号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和四年十二月一日から適用する。

令和四年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十八 (略)</p> <p>二十九 流死産検体を用いた遺伝子検査</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状 自然流産(自然流産の既往歴を有するもの)又は死産</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p> <p>② 産婦人科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。</p> <p>② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。</p> <p>③ 看護師が配置されていること。</p> <p>④ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。</p> <p>⑤ 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。</p> <p>⑦ 遺伝カウンセリングの実施体制を有していること又は遺伝カウンセリングの実施体制を有している他の保険医療機関との連携体制を整備していること。</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療 一〇二十八 (略)</p> <p>(新設)</p>

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十六 (略)

六十七 自家濃縮骨髓液局所注入療法 特発性大腿骨頭壊死症（非圧潰病期に限る。）

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一〇六十六 (略)

(新設)